2020 年 3 月

お客さま各位

株式会社みなと銀行

新型コロナウイルス感染症に起因して発生する「外国為替及び外国貿易法」に基づく報告書の提出期限猶予について

平素は、「みなと外国為替WEB」をご利用いただき誠にありがとうございます。
この度、財務省通達により、**新型コロナウイルス感染症に起因するやむを得ない事情による場合**は、「外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）」に基づく報告書の提出期限が一部猶予されることとなりましたので、お知らせいたします。

1. 実施日　　2020年2月25日以降に発生した報告遅延分より

2. 本件経緯

2020 年 3 月 12 日付にて財務省より「報道発表」があり、本年 2 月 25 日に発表された、新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」により、企業等にテレワーク等が推進されたことを踏まえ、報告者負担に鑑み、外為法に基づく報告義務について一部猶予を設ける省令改正が実施されました（2020 年 2 月 25 日、改正省令公布）。

3. 省令改正内容

2020 年 2 月 25 日以降、新型コロナウイルス感染症に起因するやむを得ない事情により、省令に基づく報告義務の全部又は一部を履行することができないときは、そのできない報告義務について履行することを猶予するものとし、履行することができることとなった後、遅滞なく、当該報告義務を履行するものとされました。

4. 対象となる取引等

外為法の以下の条項に該当する取引

（1）　第55条　（支払等の報告）:「支払又は支払の受領に関する報告書」（貿易外 30 百万円超）
（2）　第55条の3　（資本取引の報告）
（3）　第55条の7　（外国為替業務に関する事項の報告）
（4）　第55条の8　（その他の報告）
（5）　第55条の9　（対外の貸借及び国際収支に関する統計）

以　上

【別添】 報道発表　財務省（2020 年 3 月 12 日）

報　道　発　表

令和２年３月12日
財　　務　　省

新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態への対応として外国為替及び外国貿易法に基づく報告義務について猶予を設けます

本年２月25日に発表された、新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」により、企業等に対しテレワーク等が推進されたことを踏まえ、報告者負担に鑑み、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）に基づく報告義務について一部猶予を設ける省令改正を行います（本日、改正省令公布）。

○外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省令第29号）に基づく報告（外為法第55条、第55条の３及び第55条の７から第55条の９までに基づく報告）

本年２月25日以降、新型コロナウイルス感染症に起因するやむを得ない事情により、上記省令に基づく報告義務の全部又は一部を履行することができないときは、そのできない報告義務について履行することを猶予するものとし、履行することができることとなった後、遅滞なく、当該報告義務を履行するものとします。

問い合わせ先
財務省国際局調査課外国為替室
℡ 03-3581-4111 内線 2861、2868